

組内要用書出一件(その一)

増野知象記

整理番号
1 1 袋 2 3

はじめに

- ・読みやすく理解を得るために訓読とした
- ・半問とあるのは「なかま(仲間)」と読むのだから

組内要用書出一件

増野知象記

慶応二寅の四月

昨丑の秋より、奥両組(宇谷・市丸)沸騰に付き縮る処、高津伊太郎・御中間嘉兵衛・市郎兵衛・一(市)丸組にて尾木七郎左衛門、都合四人の者へ両組土・中間より義絶の申入れに付き、甚以て相済まず儀、屹度御詮議仰せ付けられ候間、当組(宇谷)の処、侍・中間共に双方書き出し仰せ付けらる旨仰せ渡され候に付き、在郷証人高津良蔵呼出にて其の御沙汰いたし候事、

高津伊太郎儀別御用に付き爰元居合わせ候に付き、直様右の沙汰いたし候事、嘉兵衛・市郎兵衛両人之処も爰元居合わせ候に付き、爰元証人より其の沙汰いたし候様申し付け候事、

在郷証人の方へも爰元居合わせに付き、爰元にて沙汰いたし候様申し越し置き候様(須佐証人・中尾栄へ申し付け候事、

其の後高津良蔵拙宅罷り出候様、嘉兵衛・市郎兵衛両人の処は、爰元居合わせ候

に付き(中尾)栄より其の沙汰致させ置き候条、追つて書き出し取り縮め、差し出し候様申し付け置き候事

同

一 在郷証人御用に付き拙宅へ呼び出し、前件の趣、一と通り沙汰令め候置き相調えられ差し出し候様申し付け候事、

付り 別御用もこれ有り事に付き、小原平吉兩人共に呼び出し一同に申し聞かせ候事

同 書き出し左の通り

(宇谷組の書)

覚

一 此度、高津伊太郎疎縁(遠)の儀仕り候は、去春回天軍差し立てられ、侍・中間共、回天(軍)付きに相成り、其の節一統に御座候処、其の後の心腹に相成り候哉、心底引き替え、一統の趣旨通りを外し、諸事一和仕らず様相見え、兎角隠心仕り、裏腹躰に相見え、回天軍は討ち払い申す可くなどと申し募り候事もこれ有り、毎々悪口雑言等間々これ有り候次第、あれこれ以て気の毒千万に打ち過ぎ候内、本藩政府より正邪の弁別御糺し相成り、重役の御衆中も夫々御道付(隠居・遠島などの処罰)仰せ付けられ、其の節、隊中より正義回復見届けとして中村泰一・西尾壯助罷り越し候に付き、両組一統会議仕り候て相達し候ても会席をも仕らずに付き、其の後親類を以て段々説得仕り見候えども、一向に回復くれ仕らず、俗論相唱い、都合此度の儀は尾木七郎左衛門同様、一致一和の訳にて御座候えは、いずれ和熟と申す儀は相調わず候様に相見え、参り懸りとは申しながら心底を糺さず、前断あれこれの次第に付いては、右一条、物筋申出可くと存じ奉り候、

折柄新山彦五郎(萩藩大組)殿より、其の段申出候処は宜しからず候間、身柄より委細承りたしとの儀に付き、参り懸りの趣、具に弁解仕り候処、新山申されるに

は、いか様右躰の次第に候えば、半間 にこれ有り候えば、屹度其の処置に相行われ候様取り斗い申す可くとの事に御座候処、半途の内、彦五郎殿山口表罷り出られ候に付き、林半七(奇兵隊参謀)方に頼み置き候由にて、半七方旅宿において新山伝え置かれ候書面もこれ有り、尚又委曲弁解仕り候処、都合は新山同様の申し分にて受け込み相成り候に付き、右の一件何分の御処置仰せ付けられ候迄は疎遠仕り候段、半七へも申し入れ候処、其の儀苦しからず様申すに付き、訴、其の段申し渡し置き候次第に御座候事

寅の四月

宇谷組

(宇谷組の書)

一 御中間嘉兵衛・市郎兵衛事疎遠仕り候趣は、去春已来小平・新之丞・政右衛門三人の者、君家のため周旋として奇兵隊へ入隊仕り候に付き、彼者留守(のとき)諸役目等、残る半間(にて)被り相(かぶりあい)の儀申し談じの節、両人の者被り相の儀、一向受け込み申さず、我意に相募り色々説得仕り候えども一向聞き入れ申さず、直ぐ様役所へ申出候事

一 前断躰の理不尽故、此等の儀に付いても傍輩の因みこれ無く、身柄より相隔たり候事

一 御家来中正義御改めとして血誓の儀は、上より仰せ付けられ候儀と存じ奉り候えども、其の後市郎兵衛申す分には、澄川伊兵衛宅において半間の者へ改心血誓の儀は、彼の者の差図を以て仕らせ候と申し募り候事

一 組内両三人奇兵隊へ入隊仕り候者の留守、役目被り相に相成り候時は、知行は差し上げ候様と申し、其の儀は嘉兵衛より小平へも通り懸りに申し付け候様の次第もこれ有り、其の儀は段々聞き入れ申し候に付き、其の段、半間色々議論致し候時、一向申し訳これ無く謝り入り候事

一 右の者共重罪これ有り候に付き、親類の者よりいかが仕る可く哉と証人元迄申出候に付き、年寄証人申し合わせ見候処、基より養子の身分にこれ有り、実は下に於て相済み候時は親より家風に入れ申さず候と申し合わせて、異変仕らせ様と内授け、親類を以て両親の者へ申し聞かせ候処、実は内授けの処御沙汰と受け

込み、嘉平・市郎兵衛、須佐証人元罷り出、委細物語り仕り候処、則ち受け込み頭へ引き連れ罷り越し、委しく申し入れ仕り候次第に付き、右の趣意承り度に付き、年寄証人呼び出しの儀、頭々より申し来たり早々罷り出候て、右躰の次第驚き入りたる儀申出、然る処両人とも在郷証人元へも相届け申さず、改めて越し仕り候段、甚以て狼藉の作廻仕り、右様の儀御受け込み相成り候時は、追々にても組内の取り捌き押も出来仕らず段、頭宅に於て、委しく申し入れ候えば、頭其の外共に尤も千万の儀と仰せられ候事

一 前断の趣に付いては士・中間共に付き合ひ苦しく成るに付き、新山彦五郎殿・林半七方へ委細申し入れ候えば、其の儀は付き合ひ相成らずにても苦しからず候段、林半七より内授け相成り候に付き疎遠の儀申し入れ候事

一 嘉平・市郎兵衛両人の者、追々疎遠仕り候後、煙硝場打廻り役召し仕われ候段、いかがの儀に御座候哉、彦五郎殿へ相尋ね候処、右役差し替えられ候様にと彼方より役筋へ申出置き候様相答え、左候えば公用とても付き合ひは仕らずて然る可く哉と申し候処、勿論公用たりとも付き合ひ相成らず候ても苦しからず段、受けこれ有り候事

一 前断の参り懸りに付き、上よりの御目当て御座候て召し仕われ候ても、下に於て一向付き合ひ仕り得ず候段、両組同意に御座候事

寅四月

宇谷組

(組頭・増野勝太)

前書の通り覚書両通相調え在郷証人高津良蔵持参の事

付り 右持参の節、身柄御用に付き御軍政所罷り出候、留守の儀に付き委細の儀は爰元証人中尾栄迄申し置き候段申し遣わし置き帰り候由、其の後爰元証人中尾栄呼び寄せの節、良蔵いかが申し置き候哉と尋ね候処、右三人の者の儀は是まで追々説得仕り候えども、一向聞き入れ申さず付いては、此の後いづれより仰せ付けられ候ても是迄の通り付き合ひは出来申さずと申す事、

尚又高津伊太郎・嘉平・市郎兵衛より書き出しの儀、早々詮議致し候様と(中尾)栄より授け候処、良蔵申すは、右の者三人の儀は是非爰元証人より直ぐ様詮議い

たしくれ候様申す事の由に付き、いかが哉と見え候えども、御急ぎの儀にてはこれ有り、兎角申す内、遠々に相成りては御用も運び兼ね、旁に付き、爰元証人より直詮議の道理にして申し付け候由、実是在郷証人より詮議これ無きに付き、内々高津伊太郎より爰元証人まで差し出し候事

同二十七日

(高津伊太郎書)

一 御内輪沸騰一件下田万村へ回天軍屯集相成り候節より、上小川稽古場において奥両組會議致し候て、回天軍へ同腹致さずては、諸隊より須佐同様に因循引受けに相成り候ては不為に相成り候に付き、名前を以て氣脈を通じ置き候様會議人数中申す事に付き、其の節尾木七郎左衛門・高津伊太郎兩人は不落着にて其の日前前記し申さず、翌日回天へ半間惣代として三浦栄之進・大塚寅槌・御中間式人参り通路の節、私宅立ち寄り、親類の高津久馬、私方迄参り私に是非進(勸)め、何分一応同腹致し候様申すに付き、名前相印候て、惣代の者田万へ参り、同日罷り歸り懸け私宅へ立ち寄り、回天引受けはいかが哉と申し候えは、荒々引受けは相成り候えども五六人、分て引受け相成らざる部もこれ有り候と申すに付き、其の人柄はたれかと相尋ね候えども、兩人共に一向有無明かし申さず、是非ぜひと相尋ね候処、七郎左衛門・私・良蔵、外に二三人も御座候由に御座候、引受け相成らず其の趣意はと相尋ね候処は、改心致さず候ては引受け申さず候様子に付き、右兩人共へ私申す分に、何分回天には御内輪の者兎哉角と難を付け、罪は存心にや、世上触れ流し、須佐の事をも悪し様に申し、左様の訳ならばいづれ戦争に及び、討つ様にも立ち行き、御内輪治まる事には参り申さずと申し候処、大塚寅槌大いに怒り、左様の事ならば寅槌申す分に、私は回天軍入隊致す覚悟に御座候処、討つと申される次第ならば入隊も出来申さず、私申し様には、是はたとえ咄と申すより、討つと申す訳にてはこれ無く、とくと御勘弁成られ、御聞きくださる可く候と申し候処、然らば歸り、會議の評議致し候様申し候て宿元へ罷り歸り候事、

直ぐ様私寅槌宿元へ参り候えは、増野直左衛門・三浦栄之進居合わせにて、只今

田万より御歸り懸け、御咄に付き御胸に当たる事申し候処は、耳へも入れ成さらず様に御消し成され下さる可く候、偏に御頼み申し候えは、居合わせ銘々も、議論いか様に申しても悪敷き事御断りとこれ有り候わば、勘弁付け申し候と申す次第にて、宜しく御頼み申し候と申し候て罷り歸り申し候、其の翌日上小川において會議の節、寅槌へ申し候一件持ち出し、評議相成り候えども、幾応も寅槌へ断り申し候えは、いづれにも此一儀寅槌と差し向かいの事に候えは、断りは受け引き候えは、脇方には存知申さず候様の趣に相成り、寅槌落着致し候、申さぬ昔、聞かぬむかしに此一件弥々相済み申し候、私身上の処は一番是より始まり申し候事此後の次第

一 御内輪沸騰一件に付いては、私、義絶にあい候次第は、去る六月ころ在郷に於て四組一統集會仕り候、趣意沸騰一件治まり候迄は是迄の御手組を破り、組頭は除き回天軍と同意仕り候て、異変の節押し出しの趣意に相決し、左候えは大谷樸助趣意同様に相当り御手組の儀、牛庵様御代四組御手組の事に候えは、御先代様にも御手を入れられず候故、御手組を破り回天軍と同腹に相成り、左候えは此度四組治め隊と申し候て、治め度くと一統申し合い儀宜しく相成り、回天軍へ同腹致さずては正義の実行揚がらず、須佐因循者の手に討たる時は、諸隊より須佐へ参り討ち破り候て、返す返す回天軍方より申す通り、組中連判と西尾壯助申すに付き、會議居合いの銘々残らず連判致し、回天へ同腹申し候ても氣脈通すばかり、諸隊より須佐に討ち破りに参り候節、内乱に相成り候ては相済まずと回天の外、人数中申す訳にて私も連判に付き、回天軍より申す分には連判相済み候、銘々下田万へ稽古に奥組よりも罷り出候様申し候、

其の時私言人は老年にて御座候えは、田万へ稽古には得参り申さず、稽古仕らずては此時節、取分け相済まず御時節に候えは、身柄に相成る文、館中へ罷り出稽古仕る可く申し候、回天軍の味方一同に同腹相成り候て、左様の所存はいかが哉と申し、西尾壯助・高津久兵衛・三浦利兵衛、取分け私に取り入り申し候、私申す分には、回天軍へ氣脈通じ置く計り相考え居候、回天方より左様の心得方にて同腹には相成らずと申し、連判除き名前は消し候様申すに付き、私、然らば筆をかし下され候様、筆取り直ぐ様名前は消し、かくの如く仕りて宜敷きことに候哉、回天方より宜敷因循者は是を切り除き候様申し候、

其の後回天軍同意は益田石見様・周布治部(益田家後見人)様へも四組治め隊と申

し上げ候えども、其の筋違仕り、御手組は破つて拵えると申す訳に御座候、趣意書を以て須佐半間へ持ち出し、評議仕り見候えども、須佐半間不同意にて、在郷へ趣意書取り帰る様子を御座候

一 其の後奥両組、土・中間の内、多人数脱走仕り、其の後罷り帰り候て、十月十九日西尾壯助・中村泰一兩人、宇谷組澄川伊兵衛宅へ参り、奥両組半間中相集め会議仕り候て、其の夜五つ時頃に私方へ、申し合わせ度き趣これ有り候に付き、右会議所へ罷り出候様御中間式人を以て申し越し、其の節、気分相に付き得参り申さず段返答に及び候処、使いの者、左様の儀に候えは土・中間両組の者一同に罷り越し候ても宜しき哉と申す事に付き、此方より罷り越され候様御頼みは仕らず候事に候えども、各中罷り越さる可く御所存ならば罷り越され候ても宜しく候と申し置き、使いの者罷り帰り、其の夜直ぐ様、下藤左衛門・大塚寅樞兩人惣代として私宅へ罷り越し候て申す分は、何分とも会議所へ御出成され、一同に申し合わせ候て一和相成り候様申す事に候えは、是非とも御出下され候様と申され候えども、私気分相にて今夜は得参り申さず、明朝共ならば気分差し押さえ罷り出候、何分各中へ其の取り計らいなされ下さる可く候、今夜申し合わさるの儀、私へは夜中に相成り候て仰せ越され、同名茂平方へは今日九つ時、澄川方へ大会議にて申し合わす事御座候に付き、本家の伊太郎方へは御聞かせ成されず候様、早速罷り出なさる可く候と申し越され候、

様子承り、私方へは一同の申し合わせ相成る事に御座候えは、一同には申し越されず候哉、左様の会議所は得参り申さず候、半間大会議と申され候ても様子承り候えは、中間分残らず相集まり候て、半間中会議と仰せ聞かされ候ても、中間分を私共半間へ取り縮め候様には相成り申さず、此儀はいかが哉、御中間分共も土へ半間の外(は)得入れ申さず、貴様方には中間分(を)半間へ入れたくば御入れ成され、尚更私儀は左様の半間の席へは得参り申さず、左様申し候ても、今夜の処は気分相に付き宜しく御取り計らい下さる可く候と返答に及び、惣代は引き取り候事

一 十月二十三日、澄川伊兵衛宅に於て両組半間中大会議に付き、使いとして御台所の五右衛門差し越され、早速会議所へ罷り出らる可く候様申し越し、直様会議所参り申し候、今日の会議はいかが仰せ合いの儀に御座候哉申し候えは、何たる咄もこれ無く、銘々兼重五郎四郎方へ咄合いに参る人もこれ有り、中村隆内慎

み中へ咄合いに参る人もこれ有り、漸々会議所へ罷り帰り、夫れより此度公儀より渡海の御沙汰も相成り、其の上、旦那様にも御改心遊ばされ、其の御実行には館中御入塾にも遊ばされても、夫れにても改心仕らず哉と申す事に付き、私一向承り申さず候えども、半間中よりは是は驚き入り候、何故に上御入塾遊ばされ候哉、此度、上より改心の儀仰せ出られず候、正義回復見届けとして中村泰一・西尾壯助兩人奇兵隊より差し越され候、会議人数中より申し候、私とても、御上御改心遊ばされ候儀に御座候えは、私別段に改心は仕り得ず、御殿に於て改心仕り、其の上血誓迄も仕り候、各々方にも同様の御血誓成られ候事に御座候、御上御改心遊ばさるの儀、一向承り申さず、いよいよ御改心遊ばされ候わば、私尚以て改心仕る可く候、何にと申し候ても御上次第、善悪とも守り奉り候と申し候、

高津久兵衛口出しにて、年寄り証人追々引き続き、貴様身上の儀は諸隊より国賊と申すに付き、四組一同に、半間中より左様の人は半間の義絶致し候様申し付けられ、私申す分は、左様の罪諸隊より申し付けられ候に付いては、其の罪の次第仰せ聞かざる可くと申し候えは、半間より其の罪の次第は、諸隊へ御出なられ、御聞きなられずては此方にては存じ申さず、此間の会議の節は罷り越され候えども、諸隊も居合いに相分かり候事に候、今日の会議には意味存じ候者これ無くと申し候、私共此度義絶申し付けられ候時分、跡に御内輪沸騰これ無き候様に治まり事に御座候哉、と返す返す申し候えは、惣人数よりも、申すも疎か郷は治まり候様申す訳にて、私に於ては身柄いか様に相成り候ても、御上の御為筋に相成り候事に御座候えは苦しからず、御内輪変動治まる訳に立ち行き候えは、私より身を引き、義絶今日より今席切り請け申し候、此上は別儀ながら、半間中御存念共は御座無く哉と申し候えども、半間中より外には存念これ無くと申し候に付き、私申す分は何分にも変動これ無き様跡々、御家御一和に相成り候様肝要なる場に御座候と一言押しして申し置き候、然らば前断の参り懸りについては、是迄半間中の事に御座候えは、御助け相成り、御方便とも御座候わば、伏して御頼み申し候と申し残し置き候て罷り帰り候事

(以下次号)